

## 北朝鮮における拉致問題及び核問題の早期解決を求める意見書

我が国の主権を侵害した国家犯罪である日本人拉致事件に対して、昨年9月、北朝鮮は日朝首脳会談でその事実を認めて謝罪したにもかかわらず、その後、全く誠意ある対応を行っていない。更に核開発計画の再開や核保有発言、工作船等による違法な情報収集等が続き、両国の国交正常化交渉は中断を余儀なくされている。

こうした北朝鮮の行為は、拉致被害者及び家族の意向を無視した人道に反する犯罪であり、核武装化や大量破壊兵器の保有は、周辺諸国に対する直接的な脅威となっている。国際社会においても、日朝平壤宣言に基づき拉致問題、核・ミサイル問題等を包括的に取り扱い、対話と圧力による平和的解決を図る外交努力が支持されている。この際、我が国が、こうした問題に対し、積極的な措置を講じることは法治国家として喫緊の課題である。

よって政府は、拉致問題と核・ミサイル問題の早期解決を図るため、北朝鮮に対する経済的制裁による圧力も視野に入れながら、外交努力に全力を傾注されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成15年7月11日

内閣総理大臣  
総務大臣  
外務大臣

） 殿

神奈川県議会議長 桐 生 忠 一